

「全ての権利を放棄する」とは過去の積み立てた組合費を一切返却しないのか!? なぜ南部氏は委員長なのに即答できないのか!? 司法の場に出頭もせず、ポロ負けしたことを何故公表しないのか!?

首都圏青年ユニオン連合会では、組合員の方の組合費返還請求まで、サポートいたします!!

首都圏青年ユニオン連合会は法定超労働組合へ
労働委員会が救済するのは果たして誰なのか？

・・・略・・・

司法判断とはかけ離れた、法定内労働組合と労働委員会の異常な関係をご紹介します。

今回、首都圏青年ユニオン連合会と佐田社の関係において、宮城県労働委員会の水野氏から「会社と契約関係にある者（財務コンサル会社）が他の労働組合（首都圏青年ユニオン連合会）を紹介した場合には、契約関係にある者の行為は使用者による行為として不当労働行為に該当する」という決定が出されました。

実は、水野氏はこれまで一度も不当労働行為事件に関する決定書を書いたことがなく、他県の事例以上にこの不当労働行為の審査は遅いものでした。UAゼンセンの救済申し立てから決定が出るまで2年もの歳月を要したため、UAゼンセンの複数の元組合員は、宮城県労働委員会の決定を待たず、個別に裁判所に地位確認不存在訴訟を提起して、既に「UAゼンセンから自由な意思で脱退している」という勝訴判決も確定しておりました。しかも、この訴訟に関して、UAゼンセンは何らの主張も出来なかったため、複数の元組合員の言うことが全て正しいと認めたものとして、組合員の自由意思による脱退が認定されておりました。司法では複数の元組合員の自由意思が確認されたのに、なぜ、労働委員会は、彼らが待ちきれなかったほどの時間をかけながら、司法とも当事者の認識とも、全く異なる誤った事実認定や判断に陥ったのでしょうか。

・・・略・・・

今回、俳優の山田孝之氏が労働組合を結成しようとしていますが、彼も多くの会社から支持されていますので、彼が取引関係にある企業の従業員に対して、

自分の労働組合を宣伝し、そこの従業員の方々から、現在入っている労働組合を脱退したいから脱退方法を教えて欲しいといった場合、今回と同じように使用者と結託した不当労働行為であり、他の労働組合の壊滅を目的としたものだという判断がなされてしまうのです。

首都圏青年ユニオン連合会が声をあげて言いたいことは、1年半もの間、労働者を待たせ続け労働委員会に救済申し立てをする法定内労働組合、法定労働組合を守るために、他の労働組合の関係者が魅力的な労働組合を宣伝することに制限をかけ続ける労働委員会が存在しない状態を変えるべきだということです。このように極めて弱体化した労働組合と労働委員会の関係に頼る労働者などいないでしょう。そうすると、労働組合は守られても、労働者は一向に守られません。

そこで、首都圏青年ユニオン連合会は、今後、一切、労働委員会に救済を申し立てない法定超労働組合で居続けることを、本日、宣言いたします。本来、労働者には、「労働組合を積極的に知る自由、良い労働組合があれば既存の労働組合を脱退する方法も知る自由」があるはずで、山田孝之氏のような影響力のある方の善意の活動、また、諸外国のように富裕層や会社からの寄付行為に関して、もう少し相互扶助の関係を構築していくべきでしょう。旧態依然の労働組合に民意も寄付も集まらなかったのは、旧態依然の労働組合では政治色が強すぎて、組合員も減り続けるような、何の社会貢献もしていません。

私たちは、もっとも健全で解決の早い労働組合を作っていきます。

首都圏青年ユニオン連合会ホームページ
「労働者のミカタ」記事より抜粋

「組合を脱退した場合には組合員としての全ての権利を放棄すること」を約束させる趣旨のアンケート

UAゼンセン佐田労働組合
執行委員長 南部 隆

「佐田労働組合について」

2018年3月29日（宮城工場）、4月3日（東京本社）において、会社と契約する高橋高治社会保険労務士が佐田労働組合員から脱退届を提出した行為が、2年間の宮城県労働委員会の審議において、「会社と高橋高治社会保険労務士による不当労働行為」と認められました。会社と高橋高治社会保険労務士が結託して行った組合潰しは、決して社会的に許される行為ではありません。（当該届は組合ニュースに記載）
会社の不当な介入により、2018年5月度の給与から組合費の引き落としが停止されており、現在、皆さんは佐田労働組合員としての資格を喪失している状況です。（組合費未納）
この際、正式に脱退された方も当然だと思います。無理に加入を強要することはありません。つまりは、組合員であった（当時）の皆さんの意思を確認させていただきます。

A 佐田労働組合を脱退します。 <small>(組合員としての全ての権利を喪失します)</small>	B 佐田労働組合をつづけます。 <small>(西康、組合費を払出します)</small>
---	---

A（脱退）かB（継続）か、皆さんの自由の意思のもと記入をお願いします。
どちらかに○をお願いします

UAゼンセン佐田労働組合 執行委員長 南部 隆 私は、UAゼンセン佐田労働組合を	脱退します。	継続します。
組合員としての全ての権利を放棄することを承諾します。		氏名 _____ 印 _____

UAゼンセンは過去にも組合費の返還請求を受けています

UAゼンセンサンブラザユニオンによる「組合費の給料からの天引き」「ユニオンを抜けたら解雇する協定案」に反対する取り組みにご協力をお願いします！

組合費の給料からの天引き(チェックオフ)は組合員の同意のもとに実施しなければなりません！
(労働基準法24条)

店長に言われ事情もわからずサンブラザユニオン加入書にサインした人が多数います。サインせずに組合費が給料から天引きされない人も多数(1000人程度)います。

11月から、ユニオンではパートで組合費、500円～750円、正社員で基本給の1.2%給料から天引きする予定です。皆さん！それに同意しますか？納得されない方は皆でNO！といましよう！サンブラザ組は皆さんの相談に応じています。ご気軽に連絡ください！

最高裁の判例要旨
「使用者は個々の組合員から責任を課せなければ当該組合員の賃金からチェックオフ(組合費の賃金からの天引き)をすることはできない」

「組合員は使用者に対し、いつでもチェックオフの中止を申し入れることができる」
チェックオフの中止は可能！

UAゼンセン・サンブラザユニオン 9/8 躍進大会の決定事項 第3条
会社は……組合より除名されたものは原則として解雇する。
第9条
会社は組合が定めた組合費を毎月の変更より控除し……組合会計に一括納入することとする。

職場の改善もせずに、ユニオンに強引に入れ抜けないようにして組合費を取る！こんなこと許せますか！

首都圏青年ユニオン連合会
contact@free-union.jp